

## 口蹄疫ワクチンの輸入に係る確認書の交付について

21畜産第6244号  
平成21年9月17日  
一部改正 3消安第5258号  
令和4年1月12日  
農林水産省消費・安全局長

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第52条及び輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条に基づき、輸入の承認を受けるべき貨物のうち、口蹄疫ワクチンを輸入する場合にあっては、「口蹄疫ワクチンの輸入の承認について」（平成20年5月30日付け平成20・05・21貿局第4号輸入注意事項20第9号経済産業省貿易経済協力局）により、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）による確認書を承認申請時に提出しなければならないこととされている。

消費・安全局長による確認書の交付に関する手続は、下記のとおり行うこととする。

### 記

1. 確認書の交付の申請に関する窓口  
農林水産省消費・安全局動物衛生課
2. 申請資格を有する者  
都道府県知事及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第50条の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた者
3. 関税率表の番号  
関税番号                      品目  
3002・42                      口蹄疫ワクチン
4. 提出書類  
(1) 確認申請書（別紙様式による。）  
(2) 法第50条の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた者については、申請資格を有することを証する書面
5. 確認基準  
消費・安全局長は、上記2.の申請資格を有する者であって、当該者が口蹄疫ワクチンを輸入することが適当であると認められる場合に、確認書の交付を行うものとする。
6. その他の事項  
(1) 本手続により確認書の交付を受けた者は、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」その他消費・安全局長の指示に従わなければならない。  
(2) 本手続に当たって、消費・安全局長が必要と認めるときは、上記4.に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

